

都内にお住いの保護者の皆様

令和元年度私立高等学校等 奨学給付金 「特別申請受付のお知らせ」

この制度は、私立高等学校等に通学する生徒の保護者の皆様に、その経済的負担を軽減することを目的として、授業料以外の教育費の一部を軽減するものです。

今年度の受付は令和元年7月31日をもちまして終了いたしました。下記のとおり特別申請の受付をいたしますので、お知らせします。

記

1 対象者

令和元年7月1日時点で保護者（申請者）が都内在住で、生活保護生業扶助受給世帯及び、住民税が「非課税」又は「均等割のみ」の世帯の保護者（申請者）で、通常の申請期間終了後に住民税の減免等により給付の対象となった方です。（やむを得ない事情により申請できなかった方を含みます。）なお、令和元年夏の通常申請で受給した方は申請できません。

2 給付額（年額）

3万8,100円～13万8,000円※

※世帯区分や世帯の構成員の状況等によって給付額が異なります。

3 申請方法

申請書と必要書類を合わせて、特定記録郵便でご郵送ください。

申請書は下記の財団ホームページからダウンロードできます。

※ダウンロードできる環境にない方は、在学学校までお問い合わせください。

4 申請期間及び申請先

郵送申請受付期間	郵送先
<p>令和2年1月6日(月)</p> <p>～10日(金)</p> <p>※消印有効</p> <p>※「特定記録郵便」でお出してください。</p>	<p>〒162-8799</p> <p>牛込郵便局留</p> <p>(公財) 東京都私学財団 2階 行</p>
	<p>☆ 切り取って「宛名ラベル」として、封筒に貼ってご利用下さい。</p>

5 注意事項

(1) 対象者や申請に必要な書類の詳細は、財団ホームページまたは令和元年6月に各学校に配布した「奨学給付金のお知らせ」で必ず確認してください。

(2) 特別申請では、「奨学給付金のお知らせ」の「7 申請に必要な書類一覧」の記載とは異なり、就学支援金を申請された方であっても、所得及び扶養状況を証明する書類の添付を省略することはできません。

(3) 添付書類の住民票はマイナンバーの記載のないものをご提出ください。

(4) 上記申請期間外には受付できませんので、必ず申請期間内にご申請ください。

6 お問い合わせ先

(公財) 東京都私学財団 奨学給付金担当

電話 03(5206)7925 〈直通・テレフォンガイド〉

HP <http://www.shigaku-tokyo.or.jp>